

2014年5月26日

No.203

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

5月22日、**又市議員**は総務委員会で「地方自治法の一部改正案」について質疑を行いました。午前中には、同法案についての参考人質疑が行われました。**又市議員**は、今回の法案のもととなった第30次地方制度調査会答申を取りまとめた**碓井参考人**に道州制論議も踏まえ、地方自治における都道府県の役割について質疑を行いました。また**荒井・奈良県知事**には、平成の大合併の評価、知事が提唱する「自立・連携・分散」を基本とする発展モデルについてその内容を質しました。自治法の一部改正案に、社民党は賛成しました。

## 総合区、総合区長の導入を総務省は奨励するのか

**又市議員**は、指定都市に総合区や、職員任命権や予算意見陳述権を持つ総合区長の導入が可能になるが、総務省としてはこれらの導入を奨励するのか見解を求めました。

**関口副大臣**は指定都市の規模は多様であり、それぞれの指定都市が地域事情に応じて判断してほしいこと、総務省は必要な情報を提供していくとの答弁がありました。

## 特例市と中核市統合における保健所必置義務の意義と、統合に際しての国の支援について

次に**又市議員**は、中核市への移行条件が、人口30万人以上から20万人以上に引き下げられるが、引き続き保健所の設置が必置である理由、また保健所の設置や中核市への移行に関する国の支援について質しました。

**厚労省審議官**は、保健所の地域保健における広域的、専門的・技術的拠点としての役割や、市民に身近なところで医療・福祉サービスを行う意義が強調されました。さらに総務省の**伊藤政務官**から、事務移譲に伴う増加経費を基準財政需要額にすること、人的支援についても、各種情報の提供、助言を行っていくとの答弁がありました。

## 地域の実情に応じた権限移譲を求める特例市長会の要請について

**又市議員**はさらに、特例市長会が一括方式ではなく、地域の実情に応じた権限移譲を求めていることについて政府の見解を求めました。

**伊藤政務官**からは、地域の実情に応じた事務移譲については、条例による事務処理特例制度によって可能となることや、自治体による手上げ方式による事務移譲も検討していると答弁がありました。

## 自治体間の連携協約制度の導入について

今回、従来の自治体間での事業連携のために連携協約制度が導入されることに関連して、**又市議員**は市町村合併とこの協約制度導入の関係について、また従来の事務の共同処理方法との関係について政府の見解を質しました。

総務省の**自治行政局長**からは、合併をしたところも、しないところもその対象となり、合併によらない新しい連携の形態であるとの答弁がありました。また今回の連携は、従来の事務の共同処理にプラスした、自治体が地域の実情に応じた新たなメニューであるとの認識が示されました。

最後に**又市議員**は、元総務大臣の増田氏らに加わる民間団体・日本創成会議の2040年には896自治体が消滅可能性都市になり、そのうち523自治体が人口1万人を割込むとの人口推計についての総務省の見解を質しました。

総務省からは、推計には一定の合理性があること、また**新藤大臣**からは、政府をあげて人口減少に歯止めをかけたいとの決意が表明されました。